

○東大阪都市清掃施設組合公平委員会証拠調に関する規則

平成29年12月15日

東大阪都市清掃施設組合公平委員会規則第3号

東大阪都市清掃施設組合公平委員会証拠調に関する規則（昭和42年東大阪都市清掃施設組合公平委員会規則第4号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、東大阪都市清掃施設組合公平委員会（以下「委員会」という。）が行う勤務条件に関する措置の要求及び審査請求の審理における証拠調に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（証拠調の原因）

第2条 証拠調は、当事者及びその代理人（以下「当事者等」という。）の申請又は職権により行う。

（証拠調の申請手続）

第3条 当事者等が証拠調の申請をしようとするときは、次の各号に定める証拠調申請書に必要事項を記載し、それぞれ2通を委員会に提出しなければならない。

- (1) 証人調申請書（様式第1）
- (2) 当事者本人尋問申請書（様式第2）
- (3) 鑑定申請書（様式第3）
- (4) 書証調申請書（様式第4）
- (5) 検証申請書（様式第5）

2 委員会は、不相当と認めるときは、証拠調の申請を受理しないことがある。

3 委員会は、第1項の申請を受理したときは、その旨を当事者等双方に通知するものとし、書証が添付されている場合は、その書証を送達する。

（証人の呼出し）

第4条 証人の呼出しは、証人呼出状（様式第6）により行う。

2 審査請求の審理に係る証人の呼出しにおいては、証人に対し、正当な理由がなく出頭しなかった場合には法律上の制裁を受けることがある旨を通知するものとする。

（宣誓）

第5条 委員会は、証人に対して陳述を求めようとする場合においては、あらかじめ宣誓を行わせなければならない。

2 前項の宣誓は、宣誓書（様式第7）を朗読させ、署名させるものとする。

（委員長の教示）

第6条 委員長は、証人に対し、宣誓前に宣誓の趣旨を教示し、かつ偽証をした場合には、罰せられる旨を警告するものとする。

(証人尋問)

第7条 証人は、各別に尋問するものとし、後に尋問する証人は、審理場外で待機させるものとする。ただし、委員会が特に必要があると認める場合には、入場を許すものとする。

2 当事者等は、委員長の許可を受けて、証人を尋問することができる。

3 申請に基づく証人に対する尋問は、次の順序による。

(1) 証人は、その申請をした当事者等がまず尋問し、その尋問が終わったのち他の当事者等が、最後に委員会が尋問する。

(2) 前号の規定にかかわらず委員長及び委員は、必要があると認めるときは、いつでも証人を尋問することができる。

4 委員長は、尋問が次に掲げるもの又はこれに準ずるものであって相当でないと認めるときは、申立て又は職権によりこれを制限することができる。

(1) 主尋問の場合において、立証すべき事項と無関係な事項に関する尋問

(2) 反対尋問の場合において、主尋問に現われた事項及びこれに関連する事項並びに証人の証言の信用力に関する事項以外の事項に関する尋問

(3) 具体的又は個別的でない尋問

(4) 誘導尋問（主尋問に限る。）

(5) 証人を侮辱し、又は困惑させる尋問

(6) すでにした尋問と重複する尋問

(7) 意見の陳述を求める尋問

(8) 証人が直接経験しなかった事項について陳述を求める尋問

5 委員会は必要があると認めるときは、当事者相互、当事者と証人又は証人相互の対質を求めることができる。

(口述書)

第8条 委員会は、証人に対し、口頭による陳述にかえて口述書の提出を求めることができる。この場合においては、証人に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 口述書を提出すべき証人の氏名、生年月日、住所及び職業

(2) 口述書を提出すべき日時及び場所

(3) 口述書により証言すべき事項

(証人への付添い)

第9条 委員会は、証人を尋問する場合において、証人の年齢、心身の状態その他の事情を考慮し、証人が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、当事者等の意見を聴き、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、委員会若しくは当事者等の尋問若しくは証人の陳述を妨げ、又はその供述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、その証人の陳述中、証人に付き添わせることができる。

- 2 前項の規定により証人に付き添うこととされた者は、その証人の陳述中、委員会若しくは当事者等の尋問若しくは証人の陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるような言動をしてはならない。

(証人尋問の際の証人の遮へい)

第10条 委員会は、証人を尋問する場合において、事案の性質、証人の年齢、心身の状態、当事者との関係その他の事情により、証人が当事者の面前において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、当事者等の意見を聴き、当事者とその証人との間で、一方から又は相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。

- 2 委員会は、証人を尋問する場合において、事案の性質、証人の年齢、心身の状態、名誉に対する影響その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、当事者等の意見を聴き、傍聴人とその証人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。

(当事者本人尋問)

第11条 当事者本人の呼出しは、当事者本人呼出状(様式第8)により行う。

- 2 委員会は、当事者本人に対して陳述を求めようとする場合においては、あらかじめ宣誓を行わせるものとする。第5条第2項及び第6条前段の規定は、この場合の宣誓について準用する。
- 3 第7条第2項から第4項までの規定は、当事者本人尋問について準用する。

(鑑定)

第12条 鑑定は、口頭又は書面により行うものとし、鑑定人は委員会が選任する。

- 2 前項に規定する口頭による鑑定については、第7条第2項及び第4項(第4号、第7号及び第8号を除く。)並びに第11条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 3 第1項に規定する書面による鑑定については、鑑定人に対し、次に掲げる事項を通知して鑑定書の提出を求めるものとする。
- (1) 鑑定書を提出すべき者の氏名、生年月日、住所及び職業
 - (2) 鑑定書を提出すべき期限及び提出場所
 - (3) 鑑定を求めようとする事項

(書証の提出要求)

第13条 委員会は、書証とすべき文書を所持する者に対し、当該文書又はその写しの提出を求めることができる。

- 2 前項に規定する書証の提出要求は、書証提出要求書(様式第9)により行う。
- 3 審査請求の審理に係る書証の提出要求においては、書証を提出すべき者に対し、正当な理由がなく提出しなかったり虚偽の事項を記載した文書若しくはその写しを提出した場合には法律上の制裁を受けることがある旨を通知するものとする。

(文書に準ずる物件への準用)

第14条 第3条第1項第4号、第2項、第3項及び前条の規定は、図面、写真、録音テープ、ビデオテープその他の情報を表すために作成された物件で文書でないものについて準用する。

(検証)

第15条 検証は、委員会が日時及び場所を指定して行うものとする。

2 委員会は、必要があると認めるときは、検証物の提出を求めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1（第3条第1項第1号関係）

様式第1（第3条第1項第1号関係）
年東清公平委（ ）第 号
審査請求人（又は要求者）
処分者（又は当局）

証 人 調 申 請 書

年 月 日

（あて先）
東大阪都市清掃施設組合
公平委員会委員長

申請人 ⑩

上記事案について、主張事実立証のため、下記のとおり証人調を申請します。

記

証人として申請する者	氏 名	
	生年月日	
	住 所	
	職 業	
証言を求めようとする趣旨		
証言を求めようとする事項		

（注）証言事項は、具体的に記載すること。

様式第2（第3条第1項第2号関係）

様式第2（第3条第1項第2号関係）
年東清公平委（ ）第 号
審査請求人（又は要求者）
処分者（又は当局）

当 事 者 本 人 尋 問 申 請 書

年 月 日

（あて先）
東大阪都市清掃施設組合
公平委員会委員長

申請人 ㊞

上記事案について、下記のとおり当事者本人尋問を申請します。

記

当 事 者 本 人	氏 名	
	生年月日	
	住 所	
	職 業	
陳述を求めようとする趣旨		
陳述を求めようとする事項		

（注）陳述事項は、具体的に記載すること。

様式第3（第3条第1項第3号関係）

様式第3（第3条第1項第3号関係）
年東清公平委（ ）第 号
審査請求人（又は要求者）
処分者（又は当局）

鑑 定 申 請 書

年 月 日

（あて先）
東大阪都市清掃施設組合
公平委員会委員長

申請人 ⑩

上記事案について、下記のとおり鑑定を申請します。

記

鑑定を求めようとする事項	
鑑定を求めようとする趣旨 (提出された証拠との関係を含む)	

（注）鑑定事項は、具体的に記載すること。

様式第 4（第 3 条第 1 項第 4 号関係）

様式第 4（第 3 条第 1 項第 4 号関係）
年東清公平委（ ）第 号
審査請求人（又は要求者）
処分者（又は当局）

書 証 調 申 請 書

年 月 日

（あて先）
東大阪都市清掃施設組合
公平委員会委員長

申請人 ⑩

上記事案についてその主張事実立証のため、下記のとおり書証調を申請します。

記

書 証 の 表 示	
書証の所在地(保管責任者)	
証 明 し よ う と す る 事 項	

（注）審査請求人（又は要求者）提出の書証にあっては甲号証とし、処分者（又は当局）提出の書証にあっては乙号証とし、文書番号はそれぞれ一連番号を付けること。

様式第 5 （第 3 条第 1 項第 5 号関係）

様式第 5 （第 3 条第 1 項第 5 号関係）
年東清公平委（ ）第 号
審査請求人（又は要求者）
処分者（又は当局）

検 証 申 請 書

年 月 日

（あて先）
東大阪都市清掃施設組合
公平委員会委員長

申請人 ⑩

上記事案について、下記のとおり検証を申請します。

記

検証を求めようとする事物の表示	
検証を求めようとする事物の所在	
検証を求めようとする趣旨	
検証を求めようとする事項	

（注）検証事項は、具体的に記載すること。

様式第 6 （第 4 条第 1 項関係）

様式第 6 （第 4 条第 1 項関係）

証 人 呼 出 状

東都公 第 号
年 月 日

様

東大阪都市清掃施設組合
公平委員会委員長

年東清公平委（ ）第 号事案について、地方公務員法第 8 条第 6 項の規定により、貴方から証人として証言を求めることになりましたので、下記により出頭してください。

記

証人として指名する者	氏 名	
	生年月日	
	住 所	
	職 業	
出 頭 日 時	年 月 日（ ）午前午後 時 分	
出 頭 場 所		
証言を求めようとする事項		

（注）1 当日は、本状及び印鑑を持参してください。

《審査請求の審理の場合》

- 2 正当な理由がなくて出頭しないときは、地方公務員法第 61 条第 1 号の規程により罰せられることがあります。

様式第 7（第 4 条第 2 項関係）

様式第 7（第 4 条第 2 項関係）
宣 誓 書

良心にしたがい、真実を述べ何事もかくさず、何事もつけ加えないことを誓います。

年 月 日

氏 名

様式第 8 （第11条第 1 項関係）

様式第 8 （第 11 条第 1 項関係）

当 事 者 本 人 呼 出 状

東都公 第 号
年 月 日

様

東大阪都市清掃施設組合
公平委員会委員長

年東清公平委（ ）第 号事案について、貴方から陳述を求めることになりましたので、下記により出頭してください。

記

当 事 者 本 人	氏 名	
	生年月日	
	住 所	
	職 業	
出 頭 日 時	年 月 日（ ）午前午後 時 分	
出 頭 場 所		
陳述を求めようとする事項		

（注）1 当日は、本状及び印鑑を持参してください。

様式第 9 （第13条第 2 項関係）

様式第 9 （第 13 条第 2 項関係）

書 証 提 出 要 求 書

東都公 第 号
年 月 日

様

東大阪都市清掃施設組合
公平委員会委員長

年東清公平委（ ）第 号事案について、地方公務員法第 8 条第 6 項の規定
により、下記のとおり提出を求めます。

記

書 証 を 提 出 す べ き 者	氏 名	
	生年月日	
	住 所	
	職 業	
書 証 の 表 示		
提 出 期 限	年 月 日（ ）午前午後 時 分	
提 出 場 所	東大阪都市清掃施設組合公平委員会	
証 明 し よ う と す る 事 項		

（注）1 当日は、本状及び印鑑を持参してください。

《審査請求の審理の場合》

（注） 正当な理由がなく提出しなかったり虚偽の事項を記載したものを提出した場合は、
地方公務員法第 61 条第 1 号の規程により罰せられることがあります。